

## 北見市議会請願・陳情取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、北見市議会会議規則（平成18年4月25日議会規則第1号）第9章に規定する請願及び陳情の取り扱いについて必要な事項を定める。

### (請願書の形式等)

第2条 請願書には邦文を用い、A4用紙に横書きで記載することを原則とする。

- (1) 請願書の表紙には、請願の標題、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人・団体等の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなければならない。
- (2) 請願書の本文には、請願の趣旨を簡潔、明確に記載する。

- 2 請願者が2人以上の場合は、代表者を定めることとする。定めのない場合は、筆頭の請願者を代表者とみなす。
- 3 複数の請願事項がある場合は、なるべく別個の請願として提出するものとする。ただし、当該請願が分離し難い場合は、請願の趣旨を明確に区分して記載する。
- 4 請願書の宛先は、議長とする。

### (紹介議員)

第3条 請願書を提出するには、議員の紹介を必要とする。

- 2 請願を紹介する議員（以下、「紹介議員」という。）は、その請願の趣旨に賛意を表するものでなければならない。
- 3 紹介議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。
- 4 正副議長又は所管委員会の正副委員長は、紹介議員にならないものとする。
- 5 紹介議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、文書により議長に申し出なければならない。
  - (1) 委員会に付託されたものについては、議会の承認を得なければならない。
  - (2) 委員会に付託されていないものについては、議長の許可を得なければならない。
- 6 委員会に付託された後に死亡、辞職、退職もしくは失職又は紹介の取り消しにより、紹介議員が1人もいなくなった場合の請願は、引き続き請願として取り扱う。
- 7 紹介議員は、その請願が委員会で審査されるときは、委員会の要求に応じて説明をしなければならない。

### (請願書の受理)

第4条 請願書は、議長において受理し、議会の審議に付するものとする。ただし、受理した請願の内容が次の各号に該当すると認められる場合は、議長において議会の審議に付さないことができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為を求めるもの
- (2) 特定個人や団体等を誹謗・中傷し、その名誉を毀損したり信用を失墜させる恐れがあると思われるもの
- (3) 個人の秘密の暴露その他の他人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの
- (4) 係争中の裁判事件に干渉する等、司法権の独立を侵すおそれのあるもの
- (5) 既に願意が達成されているもの又は実現の見通しが明らかなもの
- (6) 明らかに実現性がないもの

- (7) 結論を得てからおおむね1年を経過していない請願・陳情と同一の趣旨のもので、状況の変化が認められないもの
  - (8) 市の事務に関係しない内容を願意とするもの
  - (9) 市職員等に対して、懲戒、分限等の処分を求めるもの
  - (10) 趣旨、願意等が不明確で判然としないもの
  - (11) ファックス、電子メール、市外から郵送により提出されたもの
  - (12) その他議会が関与することが適当でない認められるもの
- 2 意見書の提出、決議を求める請願は、議長が特に議会の審議に付する必要があると認める場合を除き、一般文書として取り扱う。
  - 3 請願書は、会期中、閉会中を問わず受理し、整理番号は暦年を単位とし通し番号とする。
  - 4 一般選挙前に受理し、委員会に付託される前の請願は、一般選挙後の新議会に継続し、審議することができる。
  - 5 多人数にわたる署名簿の提出があった場合は、概算確認のみにとどめ、逐一署名の確認は行わない。なお、当該署名簿は概算確認の後、提出者に返還することとする。

#### (請願の訂正及び取り下げ)

第5条 請願者（請願者が2人以上の場合は、代表者）が請願を訂正し、又は取り下げようとするときは、紹介議員を通じ、文書により議長に届け出なければならない。

- (1) 委員会に付託されたものについては、議会の承認を得て訂正し、又は取り下げることができる。
- (2) 委員会に付託されていないものについては、議長の許可を得て訂正し、又は取り下げることができる。

#### (請願を審議する時期)

第6条 請願の取り扱いは、各定例会の開会日の前日までに提出されたものについては、その定例会に付議し、その後に提出されたものについては、受理するにとどめ、次回の定例会に付議する。ただし、緊急に処理すべき事項を内容とする請願については、この限りではない。

- 2 臨時会においては、請願の審議は行わない。ただし、特別な事情があるときは、この限りではない。

#### (請願の委員会付託)

第7条 議長は、受理した請願書の写しを議員に配布するとともに、議会運営委員会で協議を行った上で、会議に諮って所管の常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会に付託する。

- 2 委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。
- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属するときは、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に区分し付託する。

#### (請願の審査)

第8条 委員会は、付託された請願を速やかに審査する。

- 2 委員会は、請願の審査のため必要があると認めるときは、次に掲げる事項を行うことができる。
  - (1) 請願者及び紹介議員の説明を求めること
  - (2) 執行機関の説明及び意見を聴取すること
  - (3) 実地調査を実施すること

- (4) 公聴会を開催すること
- (5) 参考人の出席を求め、意見を聴取すること
- (6) 他の委員会と連合して審査すること

(請願の結果報告等)

第9条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により、議長に報告しなければならない。

- (1) 採択すべきもの
- (2) 不採択とすべきもの

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。
- 3 委員会は、採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。
- 4 委員会は、請願の審査結果の報告に当たり、委員会審査結果報告書により本会議に報告する。
- 5 議長は、委員会から請願の審査結果の報告を受けたときは、これを本会議に付さなければならない。
- 6 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。
- 7 議長は、本会議で結論を得た請願については、その結果を請願者（請願者が2人以上の場合は、代表者）に通知する。
- 8 議長は、第4条第1項ただし書の規定により請願を議会の審議に付さないと決定したときは、請願者（請願者が2人以上の場合は、代表者）にその結果を通知する。

(陳情書の処理)

第10条 議長は、陳情書またはこれに類するもので、紹介議員に関する事項を除き、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、請願及び陳情の取り扱いに関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。